

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百二十四号）

改正案	現行
<p>（排除命令）</p> <p>第六条 公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。</p> <p>一 当該違反行為をした事業者</p> <p>二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人</p> <p>三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人</p> <p>四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者</p> <p>2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の二、第二十条、第二十五条、第二十六条及び第八章第二節（第四十六条、第四十九条第三項から第五項まで、第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十五条第二項、第五項及び第六項、第五十九条第二項、第六十五条、第六十七条、第六十九条第三項、第七十条の二第四項、第七十条の九から第七十条の十一まで並びに第七十条の十二第一項を除く。）の規定の適用については、前項に規定する違反行為は同法第十九条の規定に違反する行為（事業者団体が事業者に当該行為に該</p>	<p>（排除命令）</p> <p>第六条 公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することができる。</p> <p>2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の二、第二十条、第二十五条、第二十六条及び第八章第二節（第四十六条、第四十九条第三項から第五項まで、第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十五条第二項、第五項及び第六項、第五十九条第二項、第六十五条、第六十七条、第六十九条第三項、第七十条の二第四項、第七十条の九から第七十条の十一まで並びに第七十条の十二第一項を除く。）の規定の適用については、前項に規定する違反行為は同法第十九条の規定に違反する行為（事業者団体が事業者に当該行為に該</p>

当する行為をさせるようにする場合にあつては、同法第八条第五号の不正な取引方法に該当する行為」と、排除命令は排除措置命令とみなす。この場合において、同法第四十九条第一項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置」とあるのは「その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項」と、同条第二項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同条第六項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「六十日」とあるのは「三十日」と、同法第七十条の十五第一項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同法第七十条の二十一中「第三章」とあるのは「第三章（第十三条第一項及び第三節を除く。）」とする。

3 排除命令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号、第二項第二号及び第四項、第九十五条の二並びに第九十五条の三（それぞれ同法第九十条第三号に係る部分に限る。）並びに第九十七条の規定の適用については、排除措置命令とみなす。

（課徴金納付命令）

第六条の二 事業者が、第四条第一項の規定に違反する行為（同項第一号又は第二号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認め

当する行為をさせるようにする場合にあつては、同法第八条第一項第五号の不正な取引方法に該当する行為」と、排除命令は排除措置命令とみなす。この場合において、同法第四十九条第一項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置」とあるのは「その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項」と、同条第二項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同条第六項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「六十日」とあるのは「三十日」と、同法第七十条の十五中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同法第七十条の二十一中「第三章」とあるのは「第三章（第十三条第一項及び第三節を除く。）」とする。

3 排除命令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号、第二項第二号及び第三項、第九十五条の二並びに第九十五条の三（それぞれ同法第九十条第三号に係る部分に限る。）並びに第九十七条の規定の適用については、排除措置命令とみなす。

められなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの全期間において当該行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を著しく怠つた者でないと認められるとき、又はその額が三百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2 | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七条の二第二十二項から第二十五項まで及び第二十七項の規定は、前項に規定する違反行為が行われた場合に準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項又は第四項」とあるのは、「不当景品類及び不当表示防止法第六条の二第一項」と、「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは、「同項」と、同条第二十三項中「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは、「不当景品類及び不当表示防止法第六条の二第一項」と、同条第二十四項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは、「不当景品類及び不当表示防止法第六条の二

第一項」と、「並びに当該法人が受けた第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第五十一条第二項の規定による審決（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等」とあるのは、「は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為」と、「前各項及び次項」とあるのは、「同条第二項において読み替えて準用する前二項及び次項並びに同条第一項」と、「同条第二十五項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは、「不当景品類及び不当表示防止法第六条の二第一項」と、「法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日」とあるのは、「法人が当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日（当該処分が行われなかつたときは、当該法人が当該違反行為について同法第六条の二第一項の規定による命令に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知を受けた日。以下この項において「調査開始日」という。）」と、「違反行為及び当該法人が受けた命令等」とあり、及び「違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等」とあるのは、「違反行為」と、「前各項」とあるのは、「同条第二項において読み替えて準用する前三項及び同条第一項」と、「第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは、「同項」と、「第二十五項」とあるのは、「次項において読み替えて準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七条の二十五項」と、「この項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して

「と、第四項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とあるのは「この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、「第二十二項」とあるのは「同条第二項において読み替えて準用する第二十二項」と、「受けた特定事業承継子会社等は、これら」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等（同条第二項において読み替えて準用する第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、同条第一項」と、同条第二十七項中「実行期間（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間）の終了した日」とあるのは「不当景品類及び不当表示防止法第六条の二第一項に規定する行為がなくなつた日」と読み替えるものとする。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条、第二十六条及び第八章第二節（第四十六条、第四十九条、第五十条第六項、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十五条第二項、第五項及び第六項、第六十五条、第六十七條、第六十九条第三項、第七十条の二第四項、第七十条の六から第七十条の八まで並びに第七十条の十一から第七十条の十四までを除く。）の規定の適用については、第一項に規定する違反行為は同法第十九条の規定に違反する行為と、同項の規定による命令は納付命令とみなす。この場合において、同法第七十条の十第一項中「第七条の二第二十五項（第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により第七条の二第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六まで」とあるのは「不当景品類及び不当表示防止法第六条の二第二項の規定により読み替えて準用する第七

条の二第二十五項の規定により同法第六条の二第一項」と、
「これらの」とあるのは「同項の」と、「第五十一条第四項
又は次項」とあるのは「次項」と、同法第七十条の二十一中
「第三章」とあるのは「第三章（第十三条第一項及び第三節
を除く。）」とする。